

ご自身の健康維持のため、年に1回、 「特定健康診査」を受診しましょう!!

特定健康診査の基本項目が無料で受診いただける「特定健康診査受診券」(A4サイズ白い封筒に、「赤字での印字」)を40歳から74歳の方へご自宅にお送りしましたのでご確認ください。

※「特定健康診査受診券」は1年間大切に保管してください!!

特定健康診査概要

(※年度途中とは
4月~3月の期間)

対象者 令和8年4月1日に当組合の被保険者であり、受診日時点で資格を有する40歳以上74歳までの方

※年度途中で「40歳となる方」も特定健康診査の対象者となります。
※年度途中で75歳を迎える方は「75歳の誕生日前日まで」受診可能です。

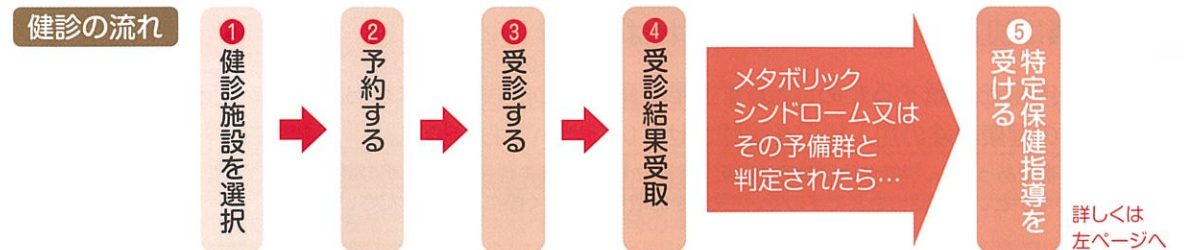
健診目的 生活習慣病を早期発見し、「特定保健指導」で生活習慣を改善・指導して病気重症化を防ぎます。

受診期間 令和8年4月1日~令和9年3月31日まで

健診項目 **基本項目 無料**
 ・問診(既往歴・自覚症状・他覚症状等)
 ・身長・体重・腹囲・BMI・血圧・肝機能(AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP))
 ・脂質(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon HDLコレステロール)
 ・血糖(空腹時血糖、HbA1c)・尿糖・尿たんぱく
 ・メタボリックシンドローム判定

詳細項目 有料【※医師の判断により実施】
 ・貧血検査・眼底検査・心電図・クレアチニン検査

健診施設 当組合ホームページ **特定健診 特定保健指導** より健診施設をご確認ください。
 ※特定健診を受診できる施設は当組合と「特定健診に関する契約(集合契約)」をしている施設に限られます。



注意事項 対象年齢でも、当組合加入日が令和8年4月2日以降の方は当年度「特定健康診査受診券」の発行はありません。資格喪失後は「特定健康診査受診券」、「特定保健指導利用券」は利用できません。

- ホームページで特定健診施設がご覧いただけない方は、一覧をお送りしますので当組合までご連絡ください。
- 「特定健康診査受診券」を紛失した方は再発行いたしますので、当組合までご連絡ください。

TEL048-631-2211保健事業係(音声案内3番)

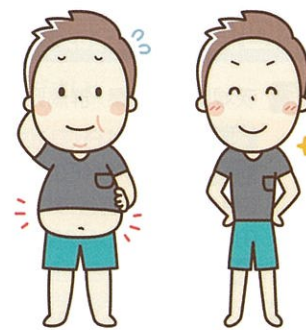


「メタボリックシンドローム」に該当された方は… 「特定保健指導」をご利用ください

健診結果が「メタボリックシンドローム」に該当された方は生活習慣の改善が必要です。該当された方には「特定保健指導利用券」と、ご自宅近郊の特定保健指導の実施医療機関一覧をご自宅にお送りいたしますので、積極的に特定保健指導を受けましょう!

また、特定保健指導をお受けいただきたい一部の方に対し、当組合の委託を受けた「保健師などの専門家」から特定保健指導についてのご案内及びご説明のお電話をさせていただきますので、生活習慣の改善に向けてこの機会にぜひご相談ください。

特定保健指導の費用は**無料**です。案内が届きましたら積極的にご参加ください。



「今はメタボリックシンドローム」に該当しなくても… 「健診結果が基準値をオーバーした方へ」

特定健康診査の**対象者、対象外**の方も含め「一部の数値が**基準値をオーバー**」している方に対し、今後メタボリックシンドロームに該当しないために、早期の段階から生活習慣の改善に取り組んでいただけるよう、同様に「保健指導」のご案内をさせていただくことがありますので、その際は、ぜひご参加ください。

保健指導の費用は**無料**です。自分の中の意識改革、今から考えてみませんか?



当組合からのお願い

特定健康診査・特定保健指導の目的は「特定健康診査を受診してもらえばいい」訳でも、「特定保健指導を受けてもらえばいい」訳でもありません。

特定健康診査を受診することによってご自身の健康状態を把握し、結果に問題がなければそのままの健康を維持、メタボリックシンドロームに該当した場合は特定保健指導にご参加いただき、生活習慣を改善して数値、体調の回復に努め、病気を回避することが本当の目的です。

※健診結果により「医療機関の受診が必要」と指示があった場合は、早期に医療機関を受診しましょう。